

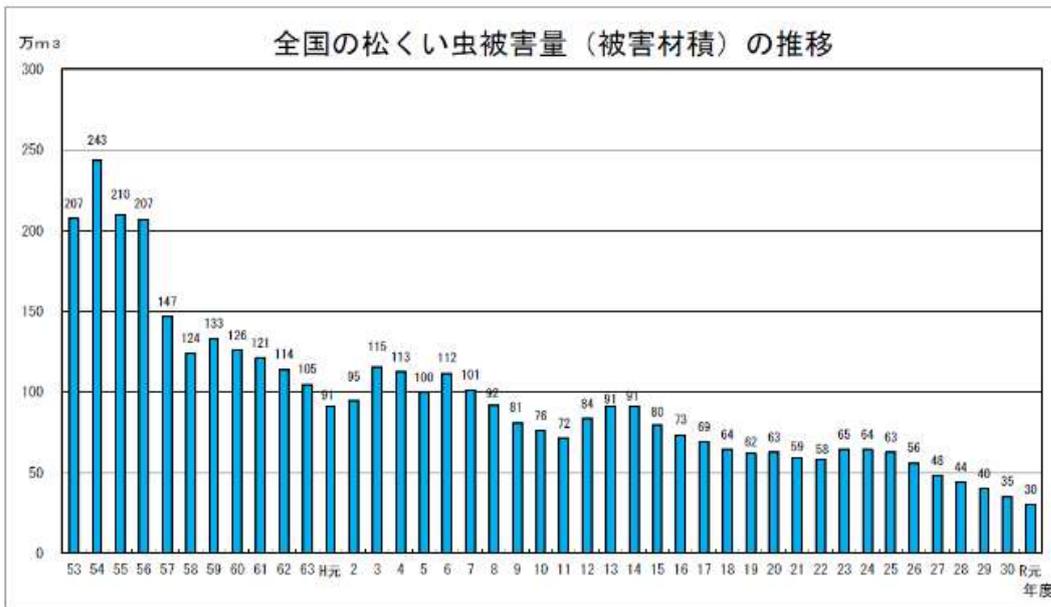
宮城県松くい虫被害の現状について

1 松くい虫被害量

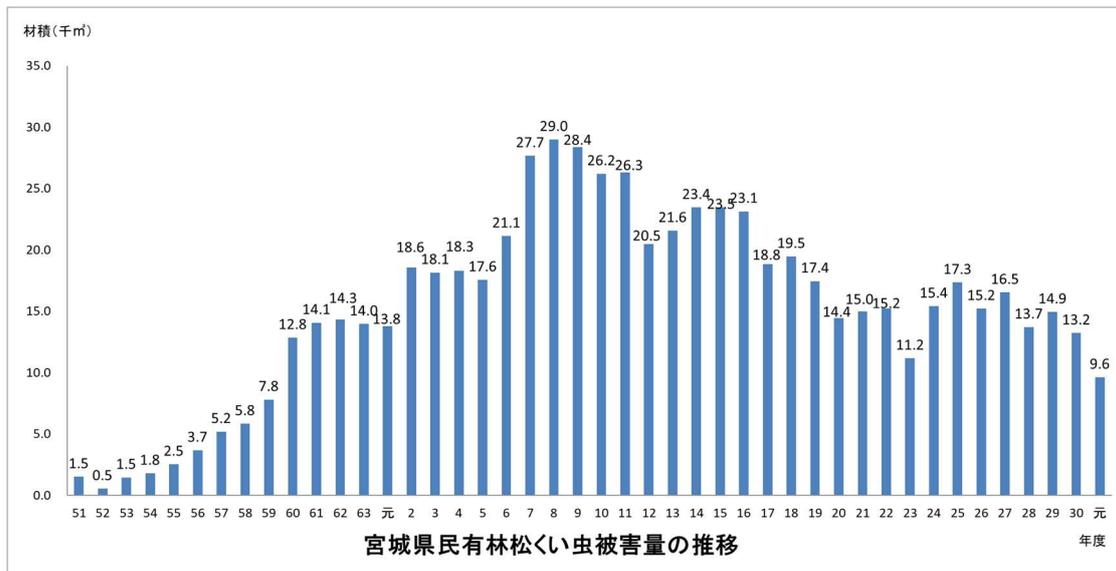
全国： H30 352.2 千m³ → R1 302.1 千m³ (前年比 86%)

宮城県 (民有林)： H30 13.2 千m³ → R1 9.6 千m³ (前年比 73%)

- ・昭和 50 年に石巻市で発生
- ・被害のピークは平成 8 年度の 28,986 m³
- ・令和元年度の被害量は 9,612 m³ (前年度比 73%)
- ・特別名勝「松島」地域の R1 被害量は 4,788 m³と県内の被害の約半分



引用：林野庁資料(R2)



2 現在実施している取組

・伐倒駆除

適期：10～2月（遅れる場合羽化脱出前（6月）まで

当年度被害木を中心に駆除処理を実施し，マツノマダラカミキリの繁殖を防止。

くん蒸処理，破碎処理，へり搬出処理など実施。



・特別防除（空中散布）

適期：6月（羽化脱出前）

広範囲かつまとまったマツ林であり，周囲への散布の影響が少ない箇所を実施。

マツノマダラカミキリの食害を予防する。



・地上散布

適期：6月（羽化脱出前）

周囲への散布への影響があり，空中散布が困難なまとまったマツ林で実施。

マツノマダラカミキリの食害を予防する。



・樹幹注入

適期：11月～2月

薬剤の注入により確実に単木単位で予防する。

薬剤散布と比べてコストが高いため，実施箇所の精査が必要。



・生立木除去

被害拡大防止森林など感染源を取り除き，樹種転換を図る



・植栽

被害木処理をした跡地の景観再生のために実施する。

・被害材搬出・利用

特別名勝「松島」地域等，景観対策として，

過去にくん蒸処理した被害木を撤去する。



都道府県別松くい虫被害量（被害材積）の推移（総数）

（単位：千m³）

区 分	H27	H28	H29	H30	R元	対前年度比
北海道	—	—	—	—	—	—
青森県	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	77%
岩手県	35.3	32.5	29.9	30.3	28.1	93%
宮城県	19.9	16.0	17.5	15.0	10.7	72%
秋田県	17.7	17.9	11.5	10.0	9.4	94%
山形県	29.8	34.2	26.6	25.5	24.1	95%
福島県	31.2	30.7	30.4	32.6	30.8	94%
茨城県	5.2	4.3	5.4	5.6	3.3	60%
栃木県	9.4	9.3	7.4	7.1	6.6	93%
群馬県	7.5	7.7	6.3	5.4	4.4	81%
埼玉県	0.2	0.1	0.0	—	—	—
千葉県	1.5	1.5	1.4	0.6	0.4	68%
東京都	0.5	0.1	0.0	0.1	0.0	11%
神奈川県	0.4	0.3	0.3	0.4	0.4	106%
新潟県	15.9	7.4	4.0	3.5	4.4	127%
富山県	1.3	0.9	0.5	0.3	0.4	127%
石川県	6.7	5.5	4.5	3.9	5.1	133%
福井県	4.6	3.6	2.4	2.3	1.8	79%
山梨県	7.1	6.5	5.3	5.1	4.0	78%
長野県	77.7	74.4	76.1	73.9	72.0	97%
岐阜県	1.9	0.7	0.4	0.3	0.6	186%
静岡県	6.5	6.4	6.7	8.5	6.8	80%
愛知県	1.6	1.2	0.9	0.8	0.9	116%
三重県	2.5	2.5	2.1	2.2	0.9	41%
滋賀県	1.6	1.2	0.9	0.7	0.5	72%
京都府	11.5	9.6	14.0	8.6	5.1	59%
大阪府	1.5	0.9	0.8	0.5	0.5	99%
兵庫県	5.4	3.8	2.8	2.8	1.6	59%
奈良県	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5	93%
和歌山県	0.4	0.4	0.4	0.5	0.8	153%
鳥取県	11.6	4.6	6.8	3.0	3.3	111%
島根県	13.2	11.2	9.8	8.1	2.9	36%
岡山県	4.5	3.8	3.4	3.0	4.2	139%
広島県	15.7	14.9	12.5	11.2	9.4	84%
山口県	20.2	20.0	18.8	17.6	14.1	80%
徳島県	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2	67%
香川県	12.9	12.5	6.2	5.7	5.8	103%
愛媛県	5.5	4.5	3.9	3.5	3.0	86%
高知県	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	69%
福岡県	9.0	7.2	5.5	5.5	2.0	36%
佐賀県	0.3	0.4	0.4	0.2	0.3	109%
長崎県	1.0	1.7	5.9	14.0	11.3	81%
熊本県	0.8	0.2	0.3	0.5	0.4	73%
大分県	0.5	0.3	0.2	0.2	0.2	114%
宮崎県	5.7	3.1	1.7	1.0	1.1	110%
鹿児島県	69.6	70.2	62.0	29.9	18.7	62%
沖縄県	5.1	4.5	2.3	1.2	0.7	57%
合 計	481.4	440.1	399.3	352.2	302.1	86%

注1 民有林については、都道府県からの報告による。

2 国有林（官行造林地を含む。）については、森林管理局からの報告による。

3 都道府県ごとに小数点以下第二位を四捨五入した。

4 四捨五入により合計と一致しない場合がある。

5 被害の発生していないものを「—」、50m³未満の被害が発生しているものを「0.0」としている。

令和元年度宮城県民有林松くい虫被害量

単位：本，m³

事務所	市町村	平成30年度		令和元年度		前年比 (%)	事務所	市町村	平成30年度		令和元年度		前年比 (%)	
		本数	材積	本数	材積				本数	材積				
大河原	白石市	146	76	146	92	121	栗原	栗原市(旧築館町)	121	55	98	76	139	
	角田市	160	119	110	74	63		栗原市(旧若柳町)	9	4	5	1	30	
	蔵王町	16	18	16	18	100		栗原市(旧栗駒町)					-	
	七ヶ宿町	32	27	17	14	53		栗原市(旧高清水町)	12	19	14	26	140	
	大河原町	29	28	9	11	40		栗原市(旧鶯沢町)	98	55			皆減	
	村田町	50	47	50	40	85		栗原市(旧一迫町)	28	25	17	26	102	
	柴田町	115	103	71	95	92		栗原市(旧瀬峰町)	18	38			皆減	
	川崎町			13	12	皆増		栗原市(旧金成町)	48	52	7	13	24	
	丸森町	1,836	1,004	418	230	23		栗原市(旧志波姫町)	37	5	12	2	49	
計	2,384	1,422	850	587	41	栗原市(旧花山村)	43	23			皆減			
仙台	仙台市	321	476	391	388	81	気仙沼	計	414	277	153	144	52	
	塩竈市	1,028	393	247	178	45		気仙沼市(旧気仙沼市)	298	241	224	183	76	
	名取市	29	46	12	23	51		気仙沼市(旧唐桑町)			481	449	皆増	
	多賀城市	3	4			皆減		気仙沼市(旧本吉町)					-	
	岩沼市			104	72	皆増		南三陸町(旧志津川町)			491	456	皆増	
	富谷市			15	20	皆増		南三陸町(旧歌津町)	407	153			皆減	
	亘理町	173	94	104	77	82		計	705	394	1,196	1,088	276	
	山元町					-		登米	登米市(旧迫町)	86	64	34	41	64
	松島町	1,902	1,611	1,394	1,433	89			登米市(旧登米町)	166	138	23	18	13
	七ヶ浜町	671	594	864	612	103			登米市(旧東和町)	312	229	208	133	58
	利府町	1,232	1,141	494	622	55			登米市(旧中田町)	46	36	38	31	84
	大和町			258	63	皆増			登米市(旧豊里町)	129	102	28	9	9
	大郷町	12	9			-			登米市(旧米山町)					-
大衡村	58	21	214	191	920	登米市(旧石越町)	76		34			皆減		
計	5,429	4,389	4,097	3,679	84	登米市(旧南方町)	2	6	1	3	46			
北部	大崎市(旧古川市)					-	東部	登米市(旧津山町)					-	
	大崎市(旧松山町)			8	10	皆増		計	817	609	332	235	39	
	大崎市(旧三本木町)					-		石巻市(旧石巻市)	3,766	2,048	1,504	908	44	
	大崎市(旧鹿島台町)					-		石巻市(旧河北町)	241	273	72	72	26	
	大崎市(旧岩出山町)					-		石巻市(旧雄勝町)	243	167			皆減	
	大崎市(旧鳴子町)	19	16	10	15	95		石巻市(旧河南町)	35	69	17	23	34	
	大崎市(旧田尻町)					-		石巻市(旧桃生町)	16	20			皆減	
	加美町					-		石巻市(旧北上町)	23	12			皆減	
	色麻町	58	78	49	66	84		石巻市(旧牡鹿町)	995	539	1,115	394	73	
	涌谷町					-		東松島市(旧矢本町)					-	
	美里町(旧小牛田)					-		東松島市(旧鳴瀬町)	2,993	2,386	2,967	1,944	81	
	美里町(旧南郷)					-		女川町	841	517	781	448	87	
	計	77	94	67	91	97		計	9,153	6,031	6,456	3,789	63	
県合計									18,979	13,215	13,151	9,612	73	

令和2年度松くい虫被害対策事業の一覧

作業種	県事業名	実施主体	補助率	対策対象松林				左以外森林	備考
				高度公益機能森林	地区保全森林	被害拡大防止森林	地区被害拡大防止森林		
伐倒駆除	森林病害虫等防除事業費補助金	県	国庫:1/2	○	○	○	○	×	・東部、仙台管内で実施し、県庁発注、事務所監督 ・伐倒処理は不可
	森林害虫駆除事業委託	県	国庫:10/10	○	○	○	○	×	・気仙沼地方振興事務所発注・監督 ・実施箇所は命令区域のみ ・伐倒処理は不可
	林業・木材産業成長化促進対策交付金	県	国庫:1/2	○	○	○	○	×	・仙台管内で実施し、県庁発注、事務所監督 ・伐倒処理は不可
	森林病害虫等防除(県単)	県	—	○	○	○	○	×	・特別名勝以外の県所管松林 ・伐倒処理は不可
	森林育成事業(衛生伐)	県・市町村	国庫:1/2 県:1/5	○	○	×	×	×	・県実施分について上記補助事業と重複実施注意 ・高度公益機能森林及び地区保全森林で実施 ・伐倒処理も可
	市町村振興総合補助金(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	×	×	○	○	○	・国庫補助の対象とならない松林 ・H30以降箇所付けを廃止(通常枠内で実施)
特別防除及び地上散布	森林病害虫等防除事業	県・市町村	国庫:1/2 県:1/4	○	○	×	×	×	・特別防除(空中散布)は市町村受託し、県庁で一括発注(監督は事務所) ・地上散布の一部は市町村受託し、仙台地方振興事務所で発注・監督 ・特別防除は宮城県防除実施基準に定める
	森林害虫駆除事業委託	県	国庫:10/10	○	○	×	×	×	・気仙沼地方振興事務所発注・監督 ・実施箇所は命令区域のみ
	森林病害虫等防除(県単)	県	—	○	○	×	×	×	・特別名勝以外の県所管松林
	市町村振興総合補助金(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	○	○	×	×	○	・森林病害虫等防除事業の対象外となった箇所を実施 ・H30以降箇所付けを廃止(通常枠内で実施) ・高度公益機能森林、地区保全森林及び地域で重要な松で実施
樹幹注入	森林病害虫等防除事業	県・市町村	国庫:1/2 県:1/4	○	○	×	×	×	・前回実施した箇所を実施
	森林害虫駆除事業委託	県	国庫:10/10	○	○	×	×	×	・気仙沼地方振興事務所発注・監督 ・実施箇所は命令区域のみ
	森林病害虫等防除(県単)	県	—	○	○	×	×	○	・特別名勝以外の県所管松林 ・地域で重要な松林で実施
	市町村振興総合補助金(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	○	○	×	×	○	・森林病害虫等防除事業の対象外となった箇所を実施 ・H30以降箇所付けを廃止(通常枠内で実施) ・高度公益機能森林、地区保全森林及び地域で重要な松で実施
	特別名勝「松島」景観保全対策事業	県	—	○	×	×	×	×	・地上散布を実施した箇所からの切り替え。
生立木除去	市町村振興総合補助金事業(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	×	×	○	○	○	・マツ生立木の伐採・集積 ・被害拡大防止森林、地区被害拡大防止森林及び周囲松林への感染源の恐れとなる松林が対象
松くい虫被害材搬出・利用	温暖化防止森林づくり推進事業(里山林健全化事業)	市町村	県:定額(標準単価以内)	○	○	○	○	○	・過去に伐倒駆除(くん蒸等)により処理し、景観対策のため、搬出が必要な被害材が対象
植栽	市町村振興総合補助金事業(宮城の松林健全化事業)	市町村	県:1/2	○	○	×	×	○	・県管理地以外での抵抗性マツ植栽 ・高度公益機能森林、地区保全森林及び地域で重要な松で実施
	温暖化防止森林づくり推進事業(里山林健全化事業)	市町村	県:定額	○	○	×	×	×	・抵抗性マツ植栽に関する補助
	特別名勝「松島」景観保全対策事業	県	—	○	○	×	×	×	・県管理地での抵抗性マツ植栽

01

審議事項に関する関係法令等（抜粋）

参考資料

（1）宮城県防除実施基準の変更について

<根拠法令>

○ 森林病虫害等防除法第7条の3第1項
都道府県知事は、（～略～）防除実施基準に従って、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準（以下「都道府県防除実施基準」という。）を定め、又はこれを変更しなければならない。
○ 森林病虫害等防除法第7条の3第3項
都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

<根拠通知>

○ 平成9年4月7日付け9林野造第103号 「森林病虫害等防除法第7条の2第1項の規定に基づく防除実施基準の運用に関する留意事項並びに都道府県防除実施基準の策定について」
2（1） 事前に（～略～）必要な関係部局と連絡協議の上、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする連絡協議会の意見を聴いて都道府県防除実施基準案（変更案）を作成する。
2（3） 都道府県防除実施基準案（変更案）について都道府県森林審議会（部会）に諮問し、答申を得る。

（2）高度公益機能森林の区域の指定（案）について

<根拠法令>

○ 森林病虫害等防除法第7条の5第1項
都道府県知事は、（～略～）松くい虫等の種類ごとに、民有林である特定森林について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定しなければならない。
○ 森林病虫害等防除法第7条の5第2項
都道府県知事は、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

<根拠通知>

○ 平成9年4月1日付け9林野造第104号 「高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定、樹種転換促進指針の策定、地区防除指針の策定並びに地区実施計画の策定について」
2（1） 事前に（～略～）必要な関係部局と連絡協議の上、森林病虫害等防除連絡協議会の意見を聴いて高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定案（変更案）を作成する。
2（3） 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定案（変更案）について都道府県森林審議会（部会）に諮問し、答申を得る。
3 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定の基本的な考え方（抜粋） ～適合する森林の区域について指定するものとする。なお、樹種転換等により特定森林でなくなった森林については、適宜指定の解除を行うこととする。※1

※1 特定森林（松林）でなくなった区域の指定解除は、報告事項とされている。

（3）令和3年度農林水産大臣命令の区域（案）について

<根拠法令>

○ 宮城県森林審議会規程（抜粋）
第8条 審議会に、森林保全部会及び森林保護部会を置く。 3 森林保護部会は、次に掲げる事項を調査審議する。 一 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第3条第1項第4号（樹幹注入）及び同条第2項（特別伐倒駆除）の規定による命令、（～略～）に関すること。
○ 宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領（抜粋）
（協議事項） 第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 （1）～（4） 略 （5） その他松くい虫被害対策に必要な事項
※ 上記の審議会審議事項について、宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領第4条に基づき、「（5）その他松くい虫被害対策に必要な事項」の中で協議することとしている。